

2018年12月12日

大阪府教育委員会
教育長 酒井 隆行 様

大阪府教職員組合
中央執行委員長 石田 精三
青年部長 橋本 佳祐

2018年度 大阪府教職員組合青年部要求書

学校現場では、経験の少ない教職員や臨時教職員が多く、業務に関わる経験が少ないことで、さらに業務負担が増大しています。私たち大阪府教職員組合青年部は、貴委員会に対して青年教職員の勤務労働条件の改善のため次の諸点について要求します。十分に検討され、すみやかに解決を図られるよう要望します。

記

1 多忙な勤務実態の解消について

- ① 2017年4月に文科省が公表した調査結果でも、平日1日当たりの時間外勤務時間が小学校でも中学校でも過労死ラインをこえるレベルにある。学校業務はますます多様化、複雑化しているが、2018年3月に策定された「大阪府教育振興計画における後期事業計画」をふまえ少人数学級編制の推進をするなど、教職員の負担軽減を図ること。
- ② 教育課程に位置付けられる土曜授業の実施については、学校5日制の意義をふまえるとともに、育児・介護要件へ配慮し、週休日の振替、校内体制など教職員の勤務労働条件への負担増とならないようにすること。
- ③ 大阪府では、すべての学校で「ともに学び、ともに育つ」教育を基本とするインクルーシブ教育がすすめられている。地域の学校において様々な支援を要する子どもたちが増える中、十分な支援ができていない多忙な状況にある。教職員が子どもたちへ十分な支援ができるように、必要な教職員を措置するなど、業務負担軽減に向けた方策を講じること。
- ④ 超過勤務の改善にむけ、勤務時間の把握を自己申告方式ではなく、客観的に集計することのできるシステムを構築するよう市町村教育委員会へ働きかけるなど、長時間労働の是正、職場環境の改善を図ること。

2 職場環境の改善について

- ① 働きやすい民主的な学校運営が行われるようにすること。特に、職権を背景に、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント等を行い、教職員の働く環境を悪化させる、あるいは不安を与える行為の防止のための施策を講じること。
- ② 制度本来の目的・趣旨をゆがめる「教職員の評価・育成システム」の評価結果の給与等への反映をやめること。

- ③ 新規採用拡大に伴い、経験の少ない教職員が早期に退職することがないように、メンタルヘルスケアなどのサポートに努めること。
- ④ 教職員の多忙な勤務実態を把握し、業務のスリム化を図り、労働安全衛生の観点から教職員の健康保持のためのとりくみなど、負担軽減策を講じること。

3 初任者研修や研修制度について

- ① 学校現場が多忙を極めていることをふまえ、業務都合により、やむを得ず研修に参加できなかったことをもって、不利な扱いを行わないこと。
- ② 府教育センターで実施される研修については、府内1か所実施のため、移動に要する時間が過大である地域が多い。研修会場の複数化を図るなど研修を受講する教職員の負担軽減のための方策を講じること。
- ③ 経験の少ない若年層の教職員の割合が増加している。業務負担軽減のためにも、退職された教職員の活用など、学校現場におけるサポート体制の充実をはかること。
- ④ 10年経験者研修については、開催日程や開催場所、研修内容など、学校業務に過度の負担とならないように実施すること。

4 労働条件について

- ① 入試制度の改変により、教職員の多忙・負担増に拍車がかかっている。真に子どもたちのためとなる進路保障・進路指導に懸命に日々尽力している教職員について、多忙・負担増を防止するための支援策を講じること。
- ② 「妊娠判断時から産休行使日前日までの体育実技軽減措置」について、代替者を確実に配置することなど、妊娠時の負担軽減に努めること。
- ③ 妊娠障害休暇や産前産後休暇・育児休業等を安心して取得できるよう、速やかに臨時的任用教職員が確保できるようにするなど、休暇・休業を取得しやすい環境づくりに努めること。また、「男性職員の育児休業取得促進に関する指針」の周知徹底をはかるなど、取得者が増えるように具体的な手立てを講ずること。
- ④ 病気休暇や休業等に伴う欠員が出た場合等には、速やかに臨時的任用教職員等を配置し、他の教職員に負担が転嫁されることのないよう措置を図ること。

5 部活動指導業務について

- ① 部活動指導が勤務時間を増大させている実態をふまえ、「指導の補助としての部活動支援員の配置」とは別に、単独指導や単独引率ができる部活動指導員等を中学校・高校にさらに拡充することなど、顧問教員の負担軽減に努めること。
- ② 教員特殊業務手当を改善すること。
- ③ 部活動顧問の教職員に、引率の交通費等についても全額保障すること。
- ④ 府教育庁は9月、府立学校における「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を策定するとともに、19年4月から施行される。長時間労働の最大の要因である部活動は、学習指導要領上、教育課程内の活動ではない。部活動指導員等を中学校・高校にさらに拡充することなど、顧問教員の負担軽減に努めること。